



埼玉県報

第78号
令和2年(2020年)
2月7日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例のあらまし（薬務課）

条例

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例（薬務課）

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 指定構造計算適合性判定機関への委任（建築安全課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 県道花園本庄線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

正誤

- 埼玉県告示第758号中訂正（障害者福祉推進課）
- 埼玉県教育委員会規則第3号中訂正（教職員課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第三号)

(薬務課)

一 趣旨

覚せい剤取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

二 内容

引用している法律の題名の変更

三 施行期日

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日から施行する。

条 例

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九十二号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
日高市	平成二十六年 平成二十七年 平成二十八年 平成二十九年 平成三十年	地籍簿一冊 日高第四十三―四地区（大字中三日 鹿山の一部分）	令和二年二月

告 示

埼玉県告示第九十三号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

令和二年五月十一日から五月十九日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万六千円

告 示

埼玉県告示第九十四号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

令和二年五月十一日から五月十九日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万六千円

告 示

埼玉県告示第九十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

水準基標測量（二級水準測量）

三 作業地域

江戸川周辺（幸手市、春日部市、松伏町、吉川町、三郷市）

四 作業期間

令和二年二月十日から令和二年五月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第九十六号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

二 作業種類

基準点測量

三 作業地域

坂戸市

四 作業期間

令和二年一月二十二日から令和二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―二八―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡川島町大字出丸中郷字遅沼二四八九―三 外九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百六十四・〇三立方メートル

告示

埼玉県告示第九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により次のとおり公示する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

号十七	事第	県知	埼玉	委任番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称
	社	判株 株式会	アスコ適		
	二丁目二十 九番十号	区西五反田	東京都品川	住所	
	全域	県内	埼玉	業務 区域	
	二丁目二十 九番十号	区西五反田	東京都品川	構造計算適 合性判定の 業務を行う 事務所の所 在地	
		業務	全ての判定	指定構造計 算適合性判 定機関に行 わせること とした業務	
	日	一月三十	令和二年	構造計算 適合性判 定の業務 の開始の 日	

告示

埼玉県告示第九十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称
埼玉県さいたま市見沼区大字片柳九百六番地二	株式会社ドリームカプセルマーケッツ
埼玉県狭山市大字笹井三千二十八番地の五	岩田 直樹
ソフトリイ メゾン二〇一	

二 指定年月日

令和二年一月三十一日

告 示

埼玉県告示第百号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県川越市砂新田二丁目一番地十五

戸口 政浩

二 取消年月日

令和二年一月三十一日

告示

埼玉県告示第百一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称
埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目十番一号	有限会社神田商店
埼玉県越谷市大字弥十郎二百四十八番地	有限会社T2Y
埼玉県入間郡毛呂山町中央一丁目一番地	的場 英紀
一 県営いわい団地三―二〇一号	

二 取消年月日

令和二年一月三十一日

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 花園本庄線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三 地 先 ま で	深 谷 市 荒 川 字 稻 荷 林 一 八 八 番 一 地 先 か ら 同 市 小 前 田 字 西 之 皆 戸 二 七 一 九 番	区 間
一 二 ・ 一 〇 〇 二 八 ・ 五 八	一 二 ・ 〇 九 〇 一 五 ・ 九 四	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
一 六 二 ・ 七 八		延 長 (メ ー ト ル)
道 路 改 良 事 業 に よ る。		備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年二月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和二年一月三十一日

指令越建セ第〇一〇一一二号

二 検査済証番号

令和二年二月三日

越建セ第四二四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎百十五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田二丁目六番二十六号 デゼルアン一〇二号

三浦 幸樹

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年二月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和二年二月四日

指令越建セ第〇一〇二八一号

二 検査済証番号

令和二年二月五日

越建セ第四三一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室五千六百八十七番地一 レメゾン七番館一〇一

山本 英征、山本 実可子

告 示

埼玉県選挙管告示第十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和二年二月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 令和二年二月十八日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他

正 誤

埼玉県告示第七百五十八号（令和元年十二月十日第六十三号）中訂正

ページ 表中 行

二 医師の氏名 前から五

誤

上林 潔

正

上林 茂

ページ 表中 行

二 医師の氏名 前から七

誤

竹澤 友一

正

草野 仁也

正 誤

埼玉県教育委員会規則第三号（令和二年一月二十八日第七十五号）中訂正

ページ 別表第一中 行

八 備考一 上から一

誤

「特別非常勤講師」とは

正

「特別非常勤講師」とは、